

# インフルエンザの定期予防接種のお知らせ

問健康政策課 本3階  
TEL 0287(23)8975

本市では、下記の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種を次のとおり実施します。なお、小児を対象とした助成は実施しません。

対象者 ※大田原市に住所を有する方（原発避難者を含む）のうち下記に該当する方	費用	接種回数	持ち物
① 65歳以上の方（接種日時点での年齢） ② 60歳～64歳以下の方で、 心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常 生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方 およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日 常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身 体障害者手帳1級の交付を受けている方）	無料 ※委託医療機関でない場 合は自己負担が発生す る場合があります。	1人1回	保険証



## ●接種期間…10月1日(土)～令和5年2月28日(火)

※医療機関によって接種開始時期が異なります。各医療機関にお問い合わせください。

## ●受け方…本人または家族が医療機関に直接連絡し、体調の良いときに受けてください。

## ●委託医療機関…市内医療機関（眼科・皮膚科などを除く）

※委託医療機関以外（県外・一部市外）で接種する場合、事前の手続きが必要ですので接種前に必ず上記へお問い合わせください。ただし、県内の医療機関で「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に参加する医療機関、または個別に市と委託契約を結ぶ医療機関は、事前の手続き無く接種が受けられます。詳細は市ホームページをご覧ください。



# 定期予防接種はお済みですか 高齢者の肺炎球菌感染症

問健康政策課 本3階  
TEL 0287(23)8975

令和4年度対象者への助成期間は、令和5年3月31日(金)までとなります。現在65歳以上の方が定期接種の対象となるのは、1人1回限りです。

●対象者…市内に住所を有し（原発避難者含む）、右表の①または②に該当する方。ただし、過去に一度でも肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）の接種を受けたことがある方は対象外。

●接種回数…1人1回

●医療機関窓口で支払う自己負担額…4,100円  
（接種費用7,900円のうち、3,800円を市が負担）

※委託医療機関でない場合は、自己負担額が変わる場合があります。

※生活保護などを受給されている方は、自己負担額が助成されます。必ず接種前にお問い合わせください。

●受け方…本人または家族が医療機関に直接予約し、市から送付した下記の予防接種券を持参の上、体調の良いときに受けてください。

●持ち物…保険証および予防接種券

※今年度対象の方には、4月上旬までにすでにご自宅にお送りしています。長方形で黄色の封筒です。お手元にない場合は上記へご連絡ください。

●委託医療機関…医療機関の取り扱いについては、上記インフルエンザ定期予防接種と同様

※ただし、ときながメンタルクリニック、西田整形外科医院および吉成小児科では高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種は実施していません。

令和4年度高齢者の肺炎球菌感染症定期接種対象者

対象者	生年月日	
①	65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
	70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
	75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
	80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
	85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
	90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
	95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
	100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日
②	60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や、HIVにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	

※令和5年度までは各年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方および②の方が対象になります。

また、今年度対象とならない方で、以下の①～③全てに該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(3,800円)が受けられます。接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。（健康政策課・各支所・出張所）

①65歳以上

②過去に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を受けてから5年以上経過している、または接種を受けたことがない

③過去にこの費用助成を受けていない

## 差押えた不動産を入札により公売します

公告番号	売却区分	所在	地番 家屋番号	地目 種類	地積 床面積	見積価額	公売保証金	備考
公告第82号	82 - 1	中央一丁目	2281番6	宅地	21.24㎡	1,560,000円	160,000円	一括 入札
		中央一丁目	2284番4	宅地	144.89㎡			
		中央一丁目	2284番4	居宅	1階 57.68㎡ 2階 28.98㎡			
公告第83号	83 - 1	紫塚四丁目	3939番118	山林	384㎡	530,000円	60,000円	
公告第84号 ※共有持分	84 - 1	末広三丁目	2832番56	宅地	395.18㎡	5,070,000円	510,000円	一括 入札
		末広三丁目	2832番56	居宅	1階 57.96㎡ 2階 39.74㎡			

●公売(入札)の日時…11月9日(水) 午後3時～3時10分

●公売(入札)の場所…本庁舎1階 市民協働ホール

●公売の参加条件および注意など

▶入札に際し**公売保証金**、**印鑑**、**運転免許証**など本人確認ができるものがが必要です。

▶代理で参加する場合には、**委任状**が必要です。

▶法人の場合は、商業登記簿謄本をお持ちください。また、最高価申込者および次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金を返還する際に、返還を受ける方が営業者(営利法人または不動産業者などである個人)である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収入印紙(200円)を貼付し消印する必要がありますので留意してください。

▶入札に参加される方は、「陳述書」(暴力団員などでないことを陳述する書類)の提出が必要です。また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札される場合は、入札を指示した方も、陳述書を提出する必要があります。

▶宅地建物取引業者または債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証または許可証の写し(有効期間内のもの)を陳述書と併せて提出してください。

▶公告第84号については、宅地は共有持分4分の3、居宅は共有持分3分の2の公売となり、居宅には現在居住者がいます。1階増築部分(38.09㎡)は未登記であり、今回の公売対象外です。

▶不動産の概要は、登記簿上の表示であり、入札前にあらかじめ公売する不動産の現況を確認し、関係公簿などを閲覧した上で、入札してください。

▶期日までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。

▶入札前に公売の説明を行いますので、**開始時刻の20分前(午後2時40分)まで**にご来場ください。

▶公売保証金の納付期限は入札終了時刻の5分前(午後3時5分)です。

▶落札した不動産について、現地引渡しは市では行いませんのでご了承ください。

▶落札した不動産の境界確認が必要な場合は、買受人が行ってください。

▶落札した不動産の権利移転にかかる登録免許税、その他諸経費などは買受人の負担となります。

▶市は瑕疵担保責任を負いません。

▶感染症予防対策のため、マスク着用をお願いします。



### 公売中止のお知らせ

広報おたわら9月号13ページに掲載した『公告第69号』は公売中止となりました。

## 大田原ブランド認定品の募集

問 商工観光課 **本** 4階 TEL 0287(23)3145

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

本市では、大田原市の自然豊かな環境のもとで生産または加工製造される特に優れた特産品を大田原ブランドとして認定し、大田原市の知名度向上と産業の振興、地域活性化を図っていくことを目的として大田原ブランド認定事業に取り組んでいます。

### ●認定の対象

- ・大田原市内で生産または加工製造されたもの
- ・大田原市内の生産物を材料として加工製造されたもの

●申請資格…認定の対象となる特産品を生産または加工製造している個人、企業、団体などで、原則として、市内に主たる事業所を有すること

●募集期間…10月1日(土)～11月30日(水)

●申請方法…大田原ブランド認定申請書に必要な事項

を記載の上、関係書類を添えて上記まで郵送(当日消印有効)または直接持参

※募集要項、申請書などは上記窓口で配布または市ホームページからダウンロードできます。

●選定方法…大田原市ブランド推進協議会において、申請内容を審査し、ブランド認定を決定

※詳細は、大田原ブランド認定募集要項をご覧ください。

